

大和市告示第143号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第52条第1項第6号、法第53条第1項第6号、法第56条第1項第1号による別表第3(に)欄5の項及び同条第1項第2号二の規定に基づき、大和都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について、容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの数値を次のとおり定める。

平成15年12月25日

大和市長 土屋 侯 保

1 指定する土地の区域

市街化調整区域全域

2 容積率等の指定する数値

法第52条第1項第6号の規定に基づく数値(容積率)	法第53条第1項第6号の規定に基づく数値(建ぺい率)	法第56条第1項第1号による別表第3(に)欄5の項の規定に基づく数値(道路斜線)	法第56条第1項第2号二の規定に基づく数値(隣地斜線)
10分の10	10分の5	1.25	1.25

3 施行期日

平成16年4月1日